

S I Aメダル検定規程

1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下協会という）定款第1章第4条(1)項に基づきこれを定める。S I Aメダル検定は、ポールを用いた客観的判定による技能テストと競技スキーの正しい知識の普及を目的とする。

2. 実 施

会長から委嘱された公認スキー学校が実施する。

3. 対 象

原則としてすべての一般スキーヤーを対象とする。ただし、実施校の事情により入校者を限定する場合もある。小学生以下は原則として親または引率者の承諾を必要とする。

4. 検 定 員

ペースメーカーとして認定を受けた者。

5. 検 定 申 込

受検者は、氏名、住所、性別、年齢等を所定の申込書に記入の上、開催学校長宛に申し込む。

6. 検 定 料

検定料は一律2,300円（認定料、消費税を含む）とし、検定申込時に納入する。

7. 検 定

(1) P Mは必要な回数の試走を行う。

(2) 検定生の滑降は1本1採用を原則とする。ただし、必要と認められる場合は、2本滑降し、タイムの良い方を採用する。

8. 判 定

(1) P Mのポイントを基に、P MのタイムからS I Aレベルタイム(以下S L Tという)を算出する。

(2) S L Tを基に、クラス判定を行う。

(3) S I Aメダルの各クラスと判定基準

a. 男 子

金メダル	S L Tの105%	以内
銀	”	” 115 ”
銅	”	” 140 ”
白	”	” 160 ”
青	”	” 180 ”
赤	”	青メダルタイムを越えたもの

b. 女子

金メダル S L Tの110% 以内

銀 " " 120% 以内

銅 " " 145 "

白 " " 165 "

青 " " 185 "

赤 " 青メダルタイムを越えたもの

(4) 小学生、50歳以上男子の判定基準を女子の場合と同一とする。

尚、50歳以上の女子は各クラス毎に5%加算とし、認定証に小学生の部、50歳以上の部と記入し授与する。

9. 結果の報告

検定を実施した学校は、その結果を所定の報告書に記入の上、5月末日までに担当部長に報告する。また、担当部長は報告を集計し、所定の報告書に記入の上、6月末日までに会長に報告する。

10. 実施要綱

(1) PMの役割

PMは検定斜面の設定とポールの設定、検定会の運営等を行う。必要に応じて、検定会に先だち、検定の方法、ルール、競技スキーの正しい知識などを検定生に理解させるための講習を行う。

(2) 斜面の条件

コースの全長・300m以上、平均斜度・15～20度の斜面

(3) 旗門数とセット

旗門数は25双旗前後とし、最新FISルール（GSL）を参考にする。

(4) コース設定の条件

a. スタート

スタート地点は、シャベル等で平らにし、スタート台とする。

b. ゴール

ゴールゲートの間隔は8m以上とする。地形は平坦またはゆるやかな斜度を設定し、十分な広さを確保し安全を図る。

c. コース整備

よく踏みかためられたコースでなければならない。新雪の降った後は、コース内だけでなく、コース外側も充分圧雪し、滑降中コース外にとびだしても安全であるように配慮しなければならない。

(5) スタート順

抽選等による。

(6) PMの試走によりS L Tを決定する。

PMは前走を含め一度以上、必要な回数を検定中必要な時に試走して計時することができる。その中で最良のタイムを採用する。

a. S L Tの算出法

$$PMのタイム \div PMのポイント \times 100 = S L T$$

(7) 計 時

原則として電光計時を使用する。ストップウォッチを使用する場合は、1走者に対して、複数で計時する。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年 3月24日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成30年12月 1日から施行する。